

行政相談月間 が始まります！

9 月 1 日(日)～10 月 31 日(木)

総務省は、行政相談制度を知っていただき、ご利用いただくため、令和 6 年度から 9 月から 10 月までの 2 か月間を「行政相談月間」とし、各種イベントや広報活動を重点的に実施します。

東北管区行政評価局及び宮城県内の行政相談委員は、この月間を中心に、次のとおり、特設相談所や行政相談改善事例を紹介するパネル展、イベント会場での広報活動などを行います。

◆ 行政困りごと特設相談所 (別添 1 参照)

【日時】 9 月 20 日(金) 10 時～15 時

【場所】 **A E R** (アエル) 6 階 セミナールーム 1 (A・B)

(仙台市中小企業活性化センター)

※ 予約優先：9 月 10 日(火) 10 時から予約受付開始

【予約・お問合せ先：022-262-7839】



◆ 行政相談パネル展

【日時】 8 月 31 日(土)～9 月 12 日(木)

【場所】 イオンモール新利府南館 2 階 北側エスカレーター付近

◆ 行政相談パネル展・無料相談会

【日時】 10 月 19 日(土) 13 時～16 時

【場所】 イオンスーパーセンター栗原志波姫店

◆ 行政相談委員による行政相談所 (別添 2 参照)

県内の行政相談委員が、行政相談所や行政相談パネル展などを延べ 217 か所で開設します。

(本件照会先)

東北管区行政評価局 総務行政相談部

行政相談課長 五十嵐 文敏

総務省行政相談センター

まぐみみ宮城

電話：022-262-7839

◆ 行政相談とは？

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

道路・公共施設、福祉・年金、役所が提供するサービス、手続など、行政に関する様々な困りごとをお聴きします！（相談無料・秘密厳守）

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人（各市町村に 1 人以上、宮城県内では 97 人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などをボランティアとして行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

◆ ご相談はこちら

行政相談は、以下により電話、対面、郵便、FAX、インターネットで受け付けています。



総務省行政相談センター

まくみみ宮城



〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 11 階

（担当）東北管区行政評価局 首席行政相談官室

行政苦情 110 番 **0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0**



行政困りごと相談所（藤崎デパート一番町館 6 階）

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3-4-1

☎ **0 2 2 - 2 6 3 - 6 2 0 1**



行政相談委員による行政相談所（定例相談所）

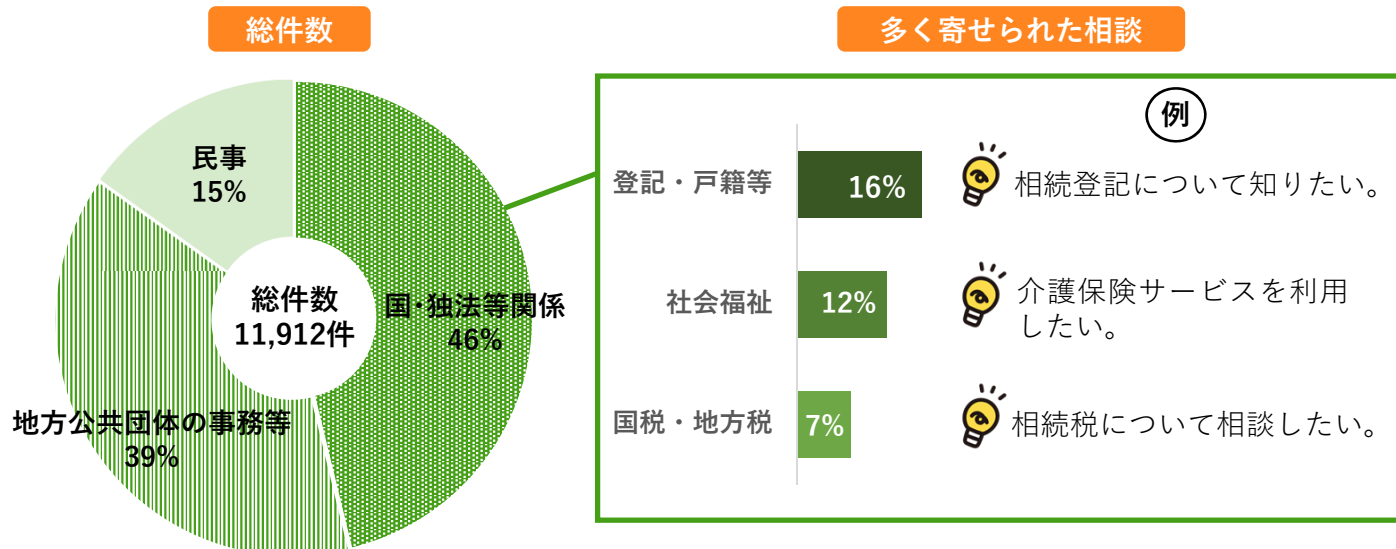
「行政相談委員オフィシャルウェブサイト」や、
市町村広報誌をご確認ください。



(参考) 東北地方の行政相談実績 (令和5年度)

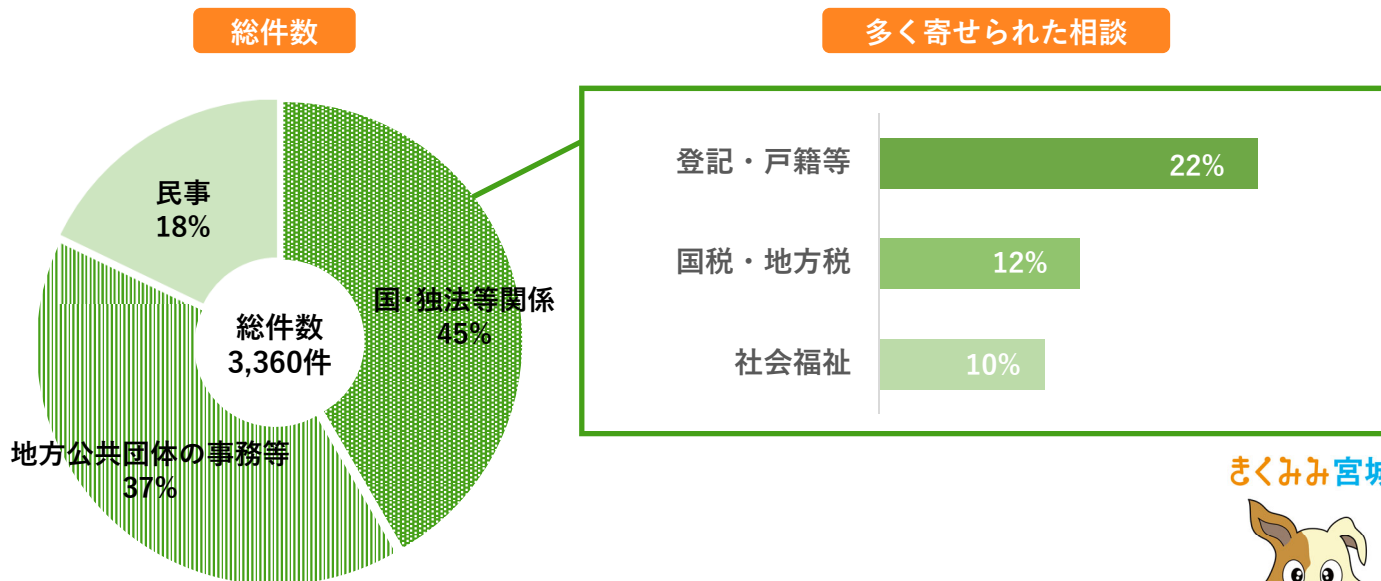
東北地方の行政相談受付件数

令和5年度の東北地方6県の行政相談受付件数は11,912件でした。
 登記・戸籍等、社会福祉、国税・地方税に関する相談が多く寄せられました。



(参考) 宮城県内の行政相談受付件数

令和5年度の宮城県内の行政相談受付件数は3,360件でした。
 また、登記・戸籍等、国税・地方税に関する相談が多く寄せられました。



まぐみ宮城



総務省行政相談センター